

(別添)

第 2 回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要
(平成 1 5 年 1 月 2 2 日 (水))

1 . 委員の出欠

委員 1 2 名全員が出席。

2 . 議事概要

(1) 期限表示の用語の統一について

事務局から資料 1 について説明。

丹委員から、丹委員提出資料 及び について説明。

< 意見交換 >

委 員： 「品質保持期限」と「賞味期限」とのどちらの用語も定義には差異がなく、統一できるかがポイント。二者択一であれば、以下の理由で「品質保持期限」を支持する。

「品質」という用語には、「安全性」と「色やにおいなどの適切性」の両方の概念が入ること、

食品の中には、味のないものや、歯ごたえを楽しむものおいしくないもの、だしをとるなど 2 次、3 次加工するものもあるので、賞味では限定的すぎること、

病気等で味覚に障害がある人もおり、この人たちにとって、賞味という用語はふさわしくないこと、

法律用語には中立性が必要であるが、賞味という用語には宣伝も入っており、主観的にすぎること、

の理由から品質保持期限を選択したい。

また、「期限」という文字はこれを過ぎると即座に食せないというニュアンスがあるので好ましくない。「Best Before ~」の方がわかりやすいが、日本語でうまく表現できない。

委 員： 早急に二者択一で回答を出すべきではない。表示の意味が適切に消費者に伝わる必要がある。誤解のないようにするこ

とが大事。

座 長： この議論では、二者択一、新用語、統一は不要の三つがあると思うが、新たに用語を作るとのことか。

委 員： さきほどの生協連における調査報告にもあったように、期限を過ぎるとすぐに捨ててしまうなど誤解している人が多い。消費者への普及啓発も必要であるが、まずは消費者が誤解を生じない表現を考えるべきである。

「消費期限」「賞味期限」では、同じ「期限」という用語でも意味が異なっているのではないか。

委 員： 「賞味期限」という用語には、法律上いささか抵抗があるが、賞味期限に慣れているので、一般の人に支持されている。いずれにせよ、まずは、定義の統一が先であり、その後で用語を選定するのが適当と思う。その後、用語の学習を行っていくのではないか。

座 長： 「品質保持期限」と「賞味期限」については、両省で定義は異なっているのか。

委 員： 日本では期限表示を長期間のものと短期間のものと分けているが、諸外国はどうなっているのか。

委 員： J A S 法では賞味期限を3ヶ月以内のものと3ヶ月を超えるもので、表示方法を区分しているが、食品衛生法でも区分しているのか。

事務局： 定義に差異はない。次回にも両者で統一した文言の案を提出したい。

コーデックスにおいても、期限表示は長期間のものと短期間のものを区別している。諸外国ではドイツ、フランス、イギリスにおいても区分している。

表示方法が3ヶ月で区分されていることは、食品衛生法でも平成7年に通知をしている。

事務局： 定義について基本的な考え方は厚生労働省と同じである。3ヶ月で表示方法を区分することについては、コーデックス規格を準用したものであり、J A S 法の加工食品品質表示基準でそのように定めている。

座 長： 多くの国で長期間のものと短期間のものを区分している。賞味期限と品質保持期限の定義は文言に若干違いがあるが

ほぼ同じである。用語の統一については、昨年の「食品の表示制度に関する懇談会」の中間報告において統一すべきとされている。このことを踏まえ、ご意見をいただきたい。

委員： 2つの用語があり、混乱しているのであれば、普及啓発をしていく上でも用語を統一した方がよい。消費者は期限表示を、「賞味」か「品質保持」なのかといった用語ではとらえていない。それよりも、期限表示とは、「開封前か開封後なのか」、「期限切れのものは食べられないのか」といった期限表示そのものの意味について、混乱しているのが現状。

用語については、「慣れ」も大きい要素であり、分かりやすさの要素には、「慣れ」もあることから、新用語を作ることとはしない方がよい。また、多くの商品に賞味期限が使用されており、「慣れ」とともに改版コストを考えると、賞味期限でも良いのではないか。

委員： 定義は同じであるが、品質保持期限という用語は可食限界を表しているようなニュアンスがある。食品は、もともと安全であることを前提としていることから、安全性は品質とは言えない。劣化が早い食品では、消費期限と可食限界がイコールであるが、賞味期限や品質保持期限は可食限界に安全係数をかけて短く設定しているものである。したがって、可食限界を示しているのではないので、賞味期限という用語への統一が適切と考える。

ただ、賞味期限は消費期限と語感が似ているのが気になる。

委員： 当初、製造年月日表示であったものが、大量生産・消費の流れの中で期限表示に変わってきた。昨今、スローフード等昔の食文化が見直される中で、小さな企業にとってはあまり面倒でないほうが良いと思うが、製造年月日表示についても議論したほうがよいのではないか。

座長： 製造年月日表示については、「食品の表示制度に関する懇談会」でも議論があり、一定の結論が出ている。共同会議は、いわば作業グループとして設けられたものであり、任意表示の一つとして、製造年月日表示を今後の論点として残しておくべきだと考えるが、ここでは、期限表示の用語の統一について議論することになっており、ご理解願いたい。

委員： 定義が同じで、用語が同じであればよい、ということは理解するが、現在、期限表示の意味について消費者の間に誤解があることが問題であり、あまり急いで賞味期限にするとの結論を出すのはどうか。「○○日までおいしく食べられます」的な表現も含めて考えられないか。消費者の誤解をなくすことこそが重要である。

また、コストの話はよく理解できない。具体的な問題点を教えて欲しい。

座長： 期限表示について一から考え直すべきという意味か。あるいは、新たな用語を導入すべきというお考えなのか。

委員： あまりいい例ではないが、例えば、「賞味適性期間」「賞味保証期間」というような新語の導入も考慮に値するのではないか。結論は今ある用語でもよいが、その前にもっと検討してはどうか。

委員： 製造者の立場から言えば、まず、丹委員提出資料の中のアンケートにもあったとおり、現行の期限表示については、消費者の間で理解がほぼ定着している。事業者の間でも同様である。

ここで新しい用語を使えば、「これまでの用語とどう違うのか」という疑問を生じ、かえって混乱するのではないか。

また、社会的コストについては、新たな用語を導入すると、何年間分も在庫がある包材を廃棄する必要がある。特に、中小企業にとっては、大変である。

さらに、「品質保持期限」が6文字で、「賞味期限」が4文字であることも大きな要素である。表示事項がどんどん増えていく昨今の状況を考えると、限られたスペースを有効に使うという観点から、より少ない字数が望ましい。

以上のようなことから、もし統一するのであれば、一番使われている「賞味期限」が望ましいと考える。

委員： 包材の件については、十分な移行期間を設けることで解決できるのではないか。

委員： 食品衛生監視員として食品の監視を行っている現場としての保健所の立場から言えば、用語については、どちらの用語も監視は行っている。もし統一するのであれば、表示実態か

らもなじみのある賞味期限に統一というのが現実的な対応ではないかと思う。

また、さきほどの委員の発言にもあったとおり、文字数が少ない、というのは用語の選定に当たっての決定的な理由となり得る。

消費期限の定義については、食品衛生法にある「衛生上の危害」という概念が入ることが望ましい。賞味期限の定義についても、食品衛生法、JAS法とも「品質の保持」という概念が入っているので、食品衛生法に合わせてくれるとありがたい。

新語の導入については、可能とは到底思えない。

事務局： 急に改めるということはない。前回の移行時にも、2年程度の経過措置が設けられている。

第三の用語を議論頂いても良いが、いずれにしても、5年や6年で議論が再燃するような案ではなく、できれば、半永久的に定着するような用語とする必要がある。

仮に、新語を導入するということになると、移行期間中、一時的に、1つの定義に対して3つの用語（品質保持期限、賞味期限、新語）が並立することとなり、かえって混乱するのではないか。

委員： 「消費期限」については、それを過ぎたら食べられないので、「期限」という用語もいいと思う。しかし、期限が長いものについては、それを過ぎても食べられなくなるものではないため、「期限」という用語は、そぐわないように感じる。長い目で見れば、そこまで考えるべきではないか。「期限」という語には、「ここまで。これ以上は不可。」というニュアンスがある。

委員： 今、2つの用語があることで混乱しているのではない。一時的に3語が並立しても、同じ商品に複数の用語が付くわけではないので、混乱は生じないのではないか。

委員： 「期限」以外の用語を使って、いつまで食べられるのかという判断は誰がするのか。小売りの立場からは、「期限」でお願いしたい。消費者は用語の意味まで理解して判断しているわけではなく、「期限」として判断していると思う。アン

ケートでも「賞味期限」は多く使われているし、教育しやすい。賞味期限で良いのではないか。

委員： 個人的には、品質保持期限と賞味期限の意味が同じであることを理解するのに時間がかかった。分かりやすさという観点からは、賞味期限かも知れない。

いくつかの調査結果が提出されているが、これらの調査における期限表示の使用実態のパーセンテージは、あまり問題とならないのではないかと考える。これらは、これまでの経緯が結果に現れているに過ぎない。

新語については、すでに期限表示導入時などにもいろいろな場で議論して結論が出なかったものと思われ、これから考えるとしても、困難ではないか。ただ単に「期限」という用語にするという考え方もある。

また、用語の意味の消費者への情報提供に関しては、インターネットの、パンフレットの配布などでできるだろう。

座長： 期限表示については、本日の議論を踏まえ、事務局に論点を整理してもらい、次回とりまとめたい。

(2) 製造・加工等の定義について

(3) 表示対象の考え方について

資料 2 製造・加工等の定義について 及び

資料 3 表示対象の考え方について

について事務局より説明。

会議の終了時刻となったことから、以上の 2 つの議題については、本日の事務局の説明を踏まえ、次回以降に実質的な議論を行うこととなった。

(4) 次回のすすめ方

(次回第 3 回の検討課題については、第 1 回の会議において概ね委員の了解を得た「共同会議における検討スケジュール」の中の検討課題と

優先順位に基づき、

- (1) 期限表示のとりまとめ
 - (2) 遺伝子組換え表示 (表示対象品目の見直し)
 - (3) 原料原産地表示 (表示対象品目の考え方)
- とすることで委員の了解が得られた。)

(また、次回第 3 回は 2 月 1 8 日 (火) 郵政事業庁舎 2 階共用会議室
A ~ C で開催することとなった。)

(以 上)